

## 駒ヶ根市建設工事余裕期間制度【試行】実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、市が発注する建設工事について、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、余裕期間を設定する工事を試行的に実施するにあたり必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事開始日 実際に現場において工事に着手する始期をいう。
- (2) 工事完了日 工事の完成期限の終期をいう。
- (3) 余裕期間 契約締結の日から工事開始日の前日までの期間をいう。
- (4) 実工事期間 設計図書等で明示した工事を実施するために要する工期の始期から工期の終期までの期間をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工事期間を合計した期間をいう。

(余裕期間の上限)

第3 余裕期間は、実工事期間の30パーセント以下とし、60日を超えないものとする。

(余裕期間の方式)

第4 余裕期間の方式は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が工事開始日を指定する方式。
- (2) 受注者指定方式 発注者が指定した工事着手期限までの間において、受注者が工事開始日を指定することができる方式。
- (3) フレックス方式 発注者が指定した全体工期の間において、受注者が工事開始日及び工事の終期をそれぞれ指定する方式。

(対象工事)

第5 余裕期間を設定する工事は、次の各号のいずれかに該当する工事のうち、発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 発注者指定方式においては、工事開始日が特定されている工事であること。
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 施工上必要な用地が確保されている工事であること。

(実施上の留意事項)

第6 余裕期間においては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 余裕期間設定に伴う積算上の割増しは行わないものとする。
- (2) 技術者の配置は要しないものとする。
- (3) 資材の搬入、仮設物の設置その他工事の着手に相当する行為はできないものとする。
- (4) 余裕工期中の現場管理は発注者が行うものとし、受注者は現場に立ち入れないものとする。ただし、発注者指定方式においては、発注者と受注者との協議により工事開始日を変更して、余裕工期内に工事に着手することができる。この場合にお

いて、受注者は速やかに関係書類を提出し、現場施工に着手するものとする。

(5) フレックス方式について、受注者が選択した工事の終期が発注者の示す工事完了期限内において延長が必要になった場合は、工期変更理由を記載した書面により発注者へ工期変更協議を申し出るものとする。

(6) 前払い金の請求については工事開始日から可能であるものとする。

(設計図書等の記載事項)

第7 発注者は、次に掲げる事項を記載した設計図書及び現場説明書を閲覧に供するものとする。

(1) 発注者指定方式における工事開始日

(2) 受注者指定方式及びフレックス方式における工事着手期限

(入札手続き)

第8 発注者は、余裕期間を設定する工事を入札に付するときは、入札公告文又は指名通知書に、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 余裕期間が設定された工事であること。

(2) 発注者指定方式における工事開始日

(3) 受注者指定方式及びフレックス方式における工事着手期限

(4) 設計図書及び現場説明書の確認すべき事項

(契約手続き)

第9 契約手続きあたりの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工事期間を記載するものとする。

(2) 契約保証については、全体工期を対象とする保証を求めること。

(3) 現場代理人及び主任技術者等届の提出は、契約締結時であること。

(4) 受注者指定方式及びフレックス方式においては、契約締結時に工事開始日報告書を提出することにより、工事開始日を定めること。

(工事関係書類の手続き)

第10 工事関係書類の手続きに当たりの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 工程表は、余裕期間を除いた工程とすること。

(2) 工事着手届及び施工計画書の提出は、工事開始日であること。

(3) 受注時のコリンズ登録については、工事開始日から10日以内に行うものとし、技術者等の従事期間は実工事期間とすること。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。